

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年10月1日改定）

掲載日 2024年9月2日

■生体認証規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>2 取扱店の範囲</p> <p><u>(1) 生体認証データの削除は、当行所定の方法により公表した当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「取扱本支店等」といいます。）の窓口において取り扱います。</u></p> <p>(2) 生体認証データの照合は、生体認証データ照合機能のある提携機（当行が貯金の受払事務を委託した金融機関に設置された現金自動預払機又は現金自動支払機をいいます。）（以下「生体認証対応提携機」といいます。）において取り扱います。</p>	<p>2 <u>対応機器</u>の範囲</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>生体認証データの照合は、生体認証データ照合機能のある提携機（当行が貯金の受払事務を委託した金融機関に設置された現金自動預払機又は現金自動支払機をいいます。）（以下「生体認証対応提携機」といいます。）において取り扱います。</p>
<p>7 生体認証契約の解約</p> <p>(1) 生体認証契約を解約しようとするときは、預金者は、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳及びICキャッシュカードを添えて<u>取扱本支店等</u>に届け出てください。<u>この場合、端末機に届出の暗証を入力してください。</u></p> <p>(2) ICキャッシュカードについて、キャッシュカード規定第20条（カード利用の廃止等）によるカード利用の廃止の届出があったとき（同条第2項によりカード利用の廃止の届出があったものとして取り扱う場合を含みます。）、同条第4項によりICキャッシュカードが<u>取扱本支店等</u>に返却されたとき又は当行所定の取扱いによりICキャッシュカードが<u>取扱本支店等</u>に提出されたときは、前項の解約の届出があったものとして取り扱います。</p>	<p>7 生体認証契約の解約</p> <p>(1) 生体認証契約を解約しようとするときは、預金者は、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳及びICキャッシュカードを添えて<u>当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）</u>に届け出てください。<u>この場合、生体認証データの記録のないICキャッシュカードを交付することとし、当該カードは当行所定の手続をした後に発行します。</u></p> <p>(2) ICキャッシュカードについて、キャッシュカード規定第20条（カード利用の廃止等）によるカード利用の廃止の届出があったとき（同条第2項によりカード利用の廃止の届出があったものとして取り扱う場合を含みます。）、同条第4項によりICキャッシュカードが<u>本支店等</u>に返却されたとき又は当行所定の取扱いによりICキャッシュカードが<u>本支店等</u>に提出されたときは、前項の解約の届出があったものとして取り扱います。</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2023年5月15日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2024年10月1日</u>から実施します。</p>

■ゆうちょダイレクト規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>5 送金限度額等の設定等</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 利用者は、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の方法により本支店等 <u>又は当行所定の事務センター</u> に提出することにより、第1項の送金限度額を変更することができます。ただし、送金限度額を増額する変更については、当行が認めた場合に限りです。</p> <p>(7)～(12) (略)</p>	<p>5 送金限度額等の設定等</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 利用者は、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の方法により本支店等に提出することにより、第1項の送金限度額を変更することができます。ただし、送金限度額を増額する変更については、当行が認めた場合に限りです。<u>また、当行が送金限度額を増額する変更を認める場合であっても、当行が指定する金額を変更後の送金限度額とする場合があります。</u></p> <p>(7)～(12) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、2024年 <u>2月21日</u> から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、2024年 <u>10月1日</u> から実施します</p>

以 上